

社会福祉法人十日町福祉会障がい者地域生活支援センターあおぞら運営規程
(指定一般相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

制定日：平成24年 5月26日
最終改定日：令和 7年 4月 1日

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十日町福祉会が設置する障がい者地域生活支援センターあおぞら（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく地域移行支援及び地域定着支援（以下「一般相談支援事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定地域移行支援及び指定地域定着支援（以下「指定地域相談支援」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 地域移行支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 地域定着支援の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

3 一般相談支援事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等の関連機関との連携を図り、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

4 一般相談支援事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行うものとする。

5 前項のほか、法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年3月13日厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 障がい者地域生活支援センター あおぞら

(2) 所在地 新潟県十日町市高田町3丁目442番地 十日町市医療福祉総合センター内2階

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 3人以上（常勤）

日常生活全般に関する相談、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成及びその他の指定地域相談支援に関する業務を行う。

(3) 相談員等 1人以上（常勤）

相談支援専門員を補助するとともに、利用者の権利擁護や生活等の支援を各関係機関と連携を取り行うものとする。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 年末年始（12月31日から1月3日）及び祝祭日を除く月曜から土曜日とする。
ただし、必要に応じて休日に営業する場合がある。

- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) 前2号のほか、電話等による相談支援を行うことが可能な体制をとるものとする。
- (4) 指定地域相談支援については、対象利用者の必要に応じて携帯電話等利用し、24時間対応が可能な体制をとるものとする。

(指定地域相談支援の提供方法及び内容)

第6条 事業所は指定地域相談支援について以下の通り事業の提供を行う。

- (1) 基本相談支援
- (2) 地域移行支援
 - ① 地域移行支援計画の作成
 - ② 地域における生活に移行するための活動に関する支援
 - ③ 障害福祉サービスの体験的な利用支援
 - ④ 体験的な宿泊支援
- (3) 地域定着支援
 - ① 地域定着支援台帳の作成
 - ② 常時の連絡体制の確保等
 - ③ 緊急の事態における支援等

(利用者から受領する費用の額)

第7条 法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、利用者から法第51条の14第3項に規定する額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、利用者から第51条の17第2項に規定する額の支払いを受けるものとする。
- 3 第1項から第2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。
- 4 第1項から第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(地域相談支援給付費の額に係る通知等)

第8条 事業所は、法定代理受領により市町村から地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知するものとする。

2 事業所は、第7条第1項の法定代理受領を行わない指定地域相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、十日町市、津南町の区域とする。ただし、当該地域以外の地域に居住する利用者に対し、サービスの提供を行うことを妨げるものではない。

(指定地域相談支援を提供する主たる対象者)

第10条 事業所において指定一般相談支援について、主たる対象とする障害の種別は設けないこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡
- (5) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (6) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業

者への周知

(苦情解決)

第12条 提供した指定地域相談支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 提供した指定地域相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の調査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(研修)

第13条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

(1) 採用時研修 3ヶ月ごとの4期に分けて年4回程度実施

(2) 継続研修 年2回以上

(秘密保持)

第14条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に明記する。

3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(サービス提供の記録)

第15条 指定地域相談支援の提供に関する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録、市町村の通知に係る記録、地域移行支援計画、地域定着支援台帳、サービス等利用計画案及びサービス利用計画、アセスメントの記録、サービス担当者会議の記録、モニタリングの結果の記録、苦情の内容等の記録、事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録等各種記録を整備し、各相談支援事業を提供した日から5年間保存するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに新潟県及び支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(事業継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービス等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第18条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおお

むね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(重要事項の掲示)

第19条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(暴力団等の排除)

第20条 事業所は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）

第3条に規定する基本理念にのっとり、同条例第2条第1号に規定する暴力団等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は十日町市により地域生活支援拠点等（法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点をいう。以下同じ）として以下の機能を担う。

(1) 相談

緊急時における支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握して登録し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障害者等の障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 第3条に規定する事業所の所在地は、令和7年5月1日から施行する。